

ボランティア・市民活動団体等の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ボランティア・市民活動団体等の登録に関する規則（平成24年豊川市規則第5号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づきボランティア・市民活動団体等の登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録の承認申請書)

第2条 規則第4条に規定する申請書は、ボランティア・市民活動団体登録承認申請書（様式第1号）及びボランティア・市民活動個人登録承認申請書（様式第2号）とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する構成員の名簿は、構成員名簿（様式第3号）とする。ただし、登録を受けようとする団体が、当該名簿に準ずる名簿を作成している場合は、その名簿の提出をもってこれに替えることができる。

(登録)

第3条 規則第5条の規定による登録は、団体にあってはボランティア・市民活動登録団体カード（兼更新カード）（様式第4号）（以下「登録団体カード」という。）に必要事項を記載することによる。なお、個人にあってはボランティア・市民活動個人登録承認申請書の提出をもって登録簿への登録に変える。

(登録の変更届出書)

第4条 規則第6条第1項の規定による変更の届出は、ボランティア・市民活動登録変更届出書（様式第5号）による。

(登録の取消し)

第5条 規則第6条第2項の規定による取消しの届出は、ボランティア・市民活動登録取消届出書（様式第6号）による。

2 市長は、前項の規定による届出書を受理した場合、届出内容を確認後、該当する登録団体カード又は登録個人カードを削除するものとする。

(登録の更新届出書)

第6条 規則第9条第1項の規定による登録の期間の更新の届出は、登録団体

カードによる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱に規定する様式に相当する用紙があるときは、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月3日から施行する。